

# インフラメンテナンス大賞実施要領

## 1 目的

この表彰は、日本国内のインフラのメンテナンス（以下「インフラメンテナンス」という。）に係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的に実施する。

## 2 表彰対象

以下の各部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や技術開発を行った者（個人及び施設管理者・企業・団体等による活動グループ）に対して表彰を行う。

ただし、禁固刑以上の刑歴を有する場合及び社会通念上不適切と思われる場合は除く。

### ア メンテナンス実施現場における工夫部門

施設管理者が管理するインフラについて、当該施設管理者自ら又は委任、委託等を受けた企業、団体等が行うメンテナンス活動における工夫（ウに該当するものを除く）

### イ メンテナンスを支える活動部門

アの取組以外で、市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献するために行う活動（ウに該当するものを除く）

### ウ 技術開発部門

インフラメンテナンスを効果的・効率的に改善する研究・技術開発

※本表彰でいう「インフラ」とは、別表に掲げるものをいう。

※本表彰でいう「メンテナンス」とは、既存インフラの点検、診断、措置（維持、補修、修繕、改良、補強）、記録等の維持管理、運用管理、更新（機能向上を伴う場合を含む。）及び集約・再編を戦略的（合理的、体系的、規則的または継続的）に実施する行為のことをいい、被災後の復旧のみや、料金徴収のみの業務は含まない。

## 3 表彰の種類

以下の4つの賞を設定する。

- (1) 内閣総理大臣賞[全部門から1件]
- (2) 総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、防衛大臣賞 [原則各省別の部門ごとに1件（計24件）、及び全部門から情報通信技術の優れた活用に関する総

務大臣賞1件、計25件以内]

(3) 特別賞 [原則8件以内]

大臣賞に準ずるものとして特に表彰すべき取組・技術開発がある場合に選考委員会の委員長名で授与。

(4) 優秀賞 [特別賞と合わせて最大32件程度]

上記(1)(2)(3)以外の優秀な取組に選考委員会の委員長名で授与。

#### 4 審査方法

(1) 受賞候補者の審査・選出等のため、有識者による選考委員会を設置する。

(2) 選考委員会は、別に定める審査基準に基づき、応募書類による審査のほか、必要に応じてヒアリング等を行い、表彰を受けることが適当であると認められる者を選出する。

(3) 各省が所管するインフラの受賞者を選出するために別途必要な事項は、当該各省において定めることができる。

#### 5 表彰の方法

表彰状及び副賞を授与することにより行う。

#### 6 表彰の事務

国土交通省が、関係各省と協力して行う。

#### 7 表彰の時期

受賞者の選出は年1回とし、表彰式は冬ごろをめどに実施する。

#### 8 その他

この表彰制度の実施に関して必要な事項は、別途定める。

附則 この実施要領は、平成28年11月17日から施行する。

附則 この実施要領は、平成29年10月4日から施行する。

附則 この実施要領は、平成30年10月15日から施行する。

附則 この実施要領は、令和2年2月14日から施行する。

附則 この実施要領は、令和3年3月15日から施行する。

附則 この実施要領は、令和4年3月22日から施行する。

附則 この実施要領は、令和5年4月25日から施行する。